



Title	直感的判断力と理念
Author(s)	大森, 淳史
Citation	待兼山論叢. 美学篇. 1980, 13, p. 1-23
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48126
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

直感的判断力と理念⁽¹⁾

大 森 淳 史

カントは、一七八七年十二月二十八日付のラインホルトに宛てた書簡の中で、現在執筆中の『趣味批判』(die *Kritik des Geschmacks*)の構想について、次のように語っている。「私は、第二のもの〔快及び不快の感情〕について、それ〔先天的原理〕を求めました。そして、たしかに以前は、そのようなものを求めることは不可能であると考えたのですが、先に考察した諸能力の分類が私をして人間の心性の中に発見せしめた体系的なるもの〔……〕が今や私を哲学の三部門の認識へと導くのです。それらはそれぞれ先天的原理を有し、人はその原理を枚举し、それぞれの原理において可能な認識の範囲を確実に規定することができます。その三部門とは、理論哲学、目的論、及び実践哲学です。そのうち、明らかに中間のものは、先天的規定根拠において最も貧弱であることが見い出されます⁽²⁾」

一度は諦められた快・不快の感情に対する先天的原理が、この時点で再び目的論の名の下に構想されているのである。先天的原理は、当初、感情評価に対する先天的構成的原理として求められたのであろう。感情は、快として単に主観の状態の変様である限り、受容的ではかありえないが、同時に判断の述語づけの中で、先天的にその普遍妥当性を要求する限り、そこには自発的契機をも含むとしなければならないのである。にもかかわらず、所詮趣味

は人様々、その普遍妥当性はいかにしても客観的ならざる主観的な要求にすぎない。それでもなお、判断が先天的に普遍妥当性の要求を言明しているとすれば、それはもはや一つの内なる規範的な理念という他はないであろう。しかも、その理念が、体系的視点の下に自然と自由の対立の架橋・調停という最終的な目的をも見通して来るところで、趣味批判と目的論との等置が可能となる。ここに、問題は、最終目的の与える方向設定的な統制的原理に還元されるとも考えられるのである。

しかし、我々はなお問うべきではないだろうか。即ち、趣味の、従って直感的判断力の従うべき先天的原理は、かかる統制的原理に全く解消されうるのか。「先天的規定根拠において最も貧弱」と言われたとしても、原理の構成的な意味は、依然感情評価に対して、理念のうちにその実現の可能性を有するのではあるまいか。小論は、かかる方向の考察の可能性を、完成された著作のうちに求めることを、その窮極の課題とする。その際、我々は先ず、直感的判断力の手続きにおける主語―述語の関係を軸に、その作用構造を、理念の二重性を捉えつつ跡づけることから始めねばならない。

一、「いかにして趣味判断は可能であるか」

カントによるならば、表象の一切の関係の内、「いかにしても主観的ではありえぬ」関係とは、表象と、それを通じて触発される主観の「快・不快の感情」(das Gefühl der Lust und Unlust)の関係である。⁽³⁾ (*Kritik der Urteilskraft*, Philosophische Bibliothek Bd. 39a, S. 4) 客観的でありえぬとは、いかにしても対象認識に

関係することがないという意味である。まず、この関係の中に「純粹直感的判断」(K.r.d.U., S. 39)としての趣味判断の問題は定位することを確認しなければならない。それと同時に、この表象と快・不快の感情との関係の問題は、判断の問題として提出されていることをも、我々は確認しなければならない。即ち、いかにしても客観的でありえぬ表象の関係における快・不快の感情に基づく判断の可能が問われているのである。しかも、この「いかにして趣味判断は可能であるか」(K.r.d.U., S. 148)の問いは、「いかにして先天的綜合判断は可能かという先驗哲学の一般的問題の一部を成す」(K.r.d.U., S. 148)と言われる。

ところで、判断は、一般に主語に述語を付加することによって成立する。趣味判断において、主語は対象の個別的直観表象であり、述語は主観の快・不快の感情である。かかる判断は、カントによれば先ず綜合的である。「なぜなら、趣味判断は客観の概念を、そして客観の直観をすら越えて行き、全然認識とはなりえない或るもの、即ち快(或いは不快)の感情を、その直観に述語として付加するからである」(K.r.d.U., S. 148)しかし、感性的な主語表象に、主観の心性の変様である感情という、やはり悟性的ならざる感性的な述語を付加し、綜合する判断は、そもそも単に主観的・私的眞理性を持つことはできても、私的制約を越えた客観的な眞理性を持ちうるものではない。にもかかわらず、カントによれば、趣味判断は対象の美の判定において、「あたかも美がその事物の一つの属性であるかのように語り」(K.r.d.U., S. 20)他人にも自分と同様の満足感(Wohlfallen)を持つことを要求すると言うのである。即ち、「趣味判断は、その対象を美としての満足感に関して、あたかもこの満足感が客観的であるかのように、あらゆる人々の賛同への要求を以て規定する」(K.r.d.U., S. 136)のである。しかも、普遍妥当性への要求は単に主観的であるにもかかわらず、先天的に為されるところに、この「奇妙な能力」(K.r.d.U., S.

145) の批判は始まる。

では、先天的に普遍妥当性を要求する趣味判断の可能根拠はどこに存するのか。即ち、趣味判断の規定根拠は先ず、どこに存するのべあるか。カントは次のように言う。「かかる判断〔直感的判断〕において、規定根拠は感覚 (Empfindung) である。ところが、決して客観についての概念となりえないと言われる唯一の感覚、それは快・不快の感情である。この感覚は単に主観的であるが、それに対し、爾余一切の感覚は認識のために使用されるのである。従って、直感的判断は、その規定根拠が快・不快の感情と直接に結びついている或る感覚に存する判断なのである」(*Erste Einleitung in die Kritik der Urteilskraft*, Philosophische Bibliothek Bd. 39b, S. 31)。

ここに、直感的判断力一般の規定根拠が「感覚」とされている。しかし、単なる感性的直観の質料面を言うべき「感覚」が、先天的な判断の規定根拠たることは不可能である。趣味判断における「感覚」が特に「感情」と言われ、認識の感性的質料面が除去されてもなお、単なる主観の感性的な状態の変様を言う「感情」が、判断に先天的な普遍妥当性の要求への権利認可を与える根拠たることは、カントにとって、やはり不可能と言わざるを得ない。

では、いかにして感情を根拠とし、感情によって述定される判断に先天性が言われるのであるか。カントは次のように言う。「美における満足感(いかなるものかは無規定だが)何らかの或る概念へと通ずる対象についての反省に依存する」(*Kr. d. U., S. 11*)。ポイムラーに於ける⁴「反省する (Reflektieren)」とは、ヴォルフとその学派においては、類概念の形成に先行する熟考と比較を意味していた。カントもまた、「反省する (熟考する)」とは、しかし、与えられた表象を、それによって可能となる概念との連関で他の表象と比較するか、或いは自身の認識能力と比較するかのいずれかである」(*Erste Einl. i. d. Kr. d. U., S. 17*) と述べている。趣味判断において、「反省

とは、個別表象において常に自身の主観の内へと立ち帰ることであるから、他の表象との比較による類概念形成は問題とならず、ただ表象を自身の認識能力とのみ比較するのであり、そのことによって、この判断における認識能力の正当な使用に対する先験的な準備を心性の状態の内にするのである。その際、趣味判断は概念に拠らざる故、反省は概念形成に至ることなく、従って判断の手続きは反省の段階に留まり続けるとも言う。しかし、反省が準備する満足感としての心性の状態は、全く認識を生ずることがないにせよ、「人が一切の人間の内に（可能的認識一般にとって必須である）前提しうる主観的なもの」としての「判断力一般の使用の主観的制約」（*Kr. d. U., S. 151*）には関係づけられるのである。そして、趣味判断の普遍妥当性は、この関係づけの中にこそ求められることになる。主観的制約とは、従って可能的認識一般との比論の下に、表象に対する構想力及び悟性の関係に他ならない。そして、この構想力と悟性の関係にカントの与えた規定が、両者の「自由な Spiel」（*Kr. d. U., S. 28*）である。それは、単に受容感官にのみ依存する「直感的感官判断」（*Erste Einl. i. d. Kr. d. U., S. 31*）の快から区別される「直感的反省判断」（*Erste Einl. i. d. Kr. d. U., S. 30*）たる趣味判断での快感情の認識論的規定であり、同時に普遍妥当性の要求の根拠ともなるのである。

二、「認識能力の Spiel」における自発性

さて、ここに新たな問題が見い出される。というのは、この Spiel は快感情の性質規定を与えると同時に、判定作用をも荷わねばならないからである。判定する（*Beurteilen*）とは、表象における主観的感情評価として、趣味

判断における主語と述語の綜合であり、それは即ち、判断の手續きにおける対象の表象と認識能力の關係性としての主観的制約を表明している。ここに「趣味の批判にとつての鍵」(Kr. d. U., S. 27)としての快感情と対象の判定の先後の問いが生ずる。この問いは、当然先驗哲學的意味における判断の可能根拠に関わる問いである。従つて、何よりも判断の先天的に可能なるためには、判断における主観的制約が先行していなければならないのである故に、判定は快に先行すると言われるのである。(Vgl. Kr. d. U., S. 29)

次に我々は、Spiel を個々の認識能力の働きにおいて考察しなければならない。ところが、不思議なことに、カントはこれについては多くを語ってくれないのである。おそらく、構想力と悟性各々の働き自体は『純粹理性批判』で論じた通りであり、ここでは包摂の能力としての判断力の手續きが異なるということなのであらう。しかし、手續きが異なれば、個々の能力もその働きにニュアンスの差異を生ずる。カントは次のように言っている。「主観的判断力としての趣味は包摂の原理を含む。しかし概念の下への直観の包摂ではなく、概念の能力(即ち悟性)の下への直観或いは描写の能力(即ち構想力)の包摂であつて、それは、その自由における構想力がその合法性における悟性に諧和する限りにおいてのことである」(Kr. d. U., S. 146)。概念の下への直観の包摂ではなく、能力の下への能力の包摂であるとは、具体的な内容における包摂でなく、単に形式的に作用における包摂であることを意味している。即ち、趣味は無概念的である故に、直観の多様は概念の下に綜合統一されることはなく、認識の内容を荷うものとしての実質的包摂關係は存在しないのである。従つて、構想力は概念的制約を受けない意味で自由であり、その働きにおいて「生産的かつ自己活動的なものとして、(可能的直観の任意の形式の創始者として)想定され

る(『Kr. d. U., S. 69』)のである。その際、悟性は概念的な思惟の働きでない故「法則なき合法則性」(『Kr. d. U., S. 69』)の能力、「限界づけの能力そのもの」といった意味を持つ。即ち、悟性は構想力の自由な表象産出活動を、あくまで放縱恣意に流れないよう、合法的、調和的に限界づけるのであり、そのことによって心性は持続した調和的な生氣づけを得るのである。これが、趣味判断における心性の状態の規定としてカントの与えた「認識能力の自由な Spiel」である。この Spiel によってこそ、多様を含みつつ調和を得た美しい形式も産出されるのである。趣味判断は、この Spiel の表す快感感情を根拠として判定され、その判定の働きが再び Spiel に帰されることになるのである。主に判定の側面に着目しつつ、今少し Spiel における判定と快の問題を考えてみたい。

カントは次のように言う。「もし、純粹趣味判断においては対象での満足感是对象の形式の単なる判定と結合しているということが認容されるならば、我々が心性において対象の表象と結合していると感覺するものは、判断力にとってこの形式の主観的合目的性以外の何ものでもない」(『Kr. d. U., S. 150』。「単なる判定」とは、表象と認識能力の主観的制約の関係を意味し、それは快と結合する、それが即ち主観的合目的性であるというのである。主観的(形式的)合目的性とは「表象そのものの状態と認識能力の活動とをそれ以上の意図を持たずに保持するような因果性」(『Kr. d. U., S. 37』)を意味するが、即ちそれは、直観表象と認識能力の Spiel の適合関係を作用的、形式的に捉えた概念と言っているのである。

ところでカントは『純粹理性批判』に次のように言う。「一切の結合は、我々がそれを意識しようとしまいと、それが直観の多様の結合であろうと、種々の概念の結合であろうと、また直観において、感性的直観の結合であろうと、非感性的直観の結合であろうと、悟性の行為なのであり、我々は一般にそれを綜合と名づけるであろう」

7 (『Kritik der reinen Vernunft』, Philosophische Bibliothek Bd. 37a. B. 130) 255に、「結合とは、多様なものの綜

「合的統一の表象である」(Kr. d. r. V. B 131)とも言う。そして、多様の綜合のさらに根底に伴う統一とは、概念をも越えて、根源的な「自発性の働き」である「我思う」の意識としての「純粹統覚」の働くとされるのである(Kr. d. r. V., B 131—132)。それは、「一切の結合の源泉」(Kr. d. r. V., B 154)であるところの「自己同一性」という根源的必然的意識」(Kr. d. r. V. A 108)即ち一切の表象を同一の意識に属すると見なす自覚化の働きである。この一点、一切の表象、一切の規定作用が、わたくしの表象、わたくしの規定作用であるという自覚の一点を欠けば、人間の自我は表象の数とともに四散する。

そして、表象の Spiel の適合関係を含む主観的合目的性が、決して対象の属性でなく、単に心性の変様である快との結合を含み、或いは Spiel 自体快である故に、合目的性自身の内には表象と快との結合を含み、或いはまた逆に、他ならぬこの状態の全体が自己の内に無規定の因果性、統一性の意識を含む限り、そこにはかかる統覚の働きに通ずる自己同一性の意識をも伴う何らかの自発的な働きが前提されると言わねばならない。それはカントが、「その諧和が、かかる快の根拠を含むところの認識能力の Spiel における自発性」(Kr. d. U., Einleitung S. LVII)と呼ぶものに等しいはずである。しかし統覚の根源的な綜合的統一の働きは、経験的認識においては純粹悟性概念たる範疇の下に働くのに対し、直感的判断においては、悟性の働きに概念の働きが欠けるために、自覚化を伴いつつ働く自発性は、具体的に悟性に帰することが困難になるのである。すると、ここに働く自発性は、概念的思惟の綜合的統一に働く自発性ではなく、概念なき述語づけの根底に働く謂わば直感的な自発性ということになる。しかし、自発性は思惟の自発性であり、直感的な自発性とはあからさまに首肯することの出来ぬ概念である。それでもなお、「それによって対象が与えられるところの或る表象において、主観の認識能力の Spiel における単なる形式的合目

的性の意識が快そのものである」(Kr. d. U, S. 37)と言われる場合、「快そのもの」でもある「意識」の根底には、かかる自発性の働くことは否定しえない。しかも、趣味判断は、その働きにおいて、述語としての感情の根底に働くかかる自発性の直感的な働きが、直観の多様を含む主語を綜合することによって具体化する。そこに直観の多様と結びつつ、主観の感情を判断において、しかも「認識能力の Spiel」における自発性から具体的に綜合する働きが考えられねばならないのである。⁽⁶⁾

三、直感的判断力と共通感官の理念

カントは次のように問う。即ち、「いかなる仕方でも我々は認識能力相互の交互的主観的合致を意識するのか、単なる内的感官と感覚によって直感的にか、それともそれによって我々がそれら認識能力を Spiel のうちに置くところの我々の意図的な活動によって知的にか」(Kr. d. U, S. 30)。カントはこの問いの解答において前者を支持している。しかし、内的感官が単に受容感官であり、それによる意識が「常に変易的」(Kr. d. r. V, A107)である以上、かかる意識に何らかの自己同一性を伴う自発的な働きを認めるわけにはいかないはずである。ここには明らかに、Spiel としての感情を捉え直感的に意識するべき働きに関しての用語の未整理状態が見られる。⁽⁷⁾

しかし、この用語の未整理状態は、「共通感官」Gemeinsinn (sensus communis)の語において、一応の暫定的統合を見ているように思われる。即ち「共通感官」とは、カントによれば、「いかなる外的感官でもなく、我々の認識能力の自由な Spiel からの作用である」(Kr. d. U, S. 64)とされるのである。ここに、共通感官は、「純

粹理性批判』の用語法における受容的な内的感官に留まらずに、むしろ自発的な契機を含む作用と解されねばならないのである。しかも、「もし人が感官 (Sinn) の語を、心性への単なる反省の作用について用いようとするなら、そのときには感官は快の感情と解されるのであるから」(Kr. d. U., S. 160) Spiel からの作用である共通感官は、同時に再び Spiel であり、しかも自ら捉えるべき感情そのものでもある。即ち、共通感官は謂わば可能態としての感官(単に受容的な感性的制約に捉われない作用としての)と現実態としての感情との両面を有すると言えるのである。それはまた、Spiel における判定と快に対応し、主観的合目的性における意識とそれに結合した快に対応しよう。或いは、そもそも「反省的快自体、主観への反省の仕方において判断的 (urteilhaft) である」とも言えるであろう。⁽⁸⁾

趣味判断はたしかに感情に基づく。「しかし、感情を基に、普遍的に妥当する判断を下しうるためには、カントに従えばそれ故何か感官の如きもの、換言すれば或る能力を必要とするのであり、その能力は感情との近みから普遍妥当性への要求を貸し与えるのである。⁽⁹⁾しかもこの感情は外的感官による直観表象を通して、その連関のうち惹起されるものである故に、この感情を捉える共通感官は、Spiel としての感情の根底から働く作用として、述語から主語的方向に判断を綜合する働きと考えうるのである。そしてここに、共通感官の概念が、直感的判断力としての趣味の能力にほぼ等置されて来るのである。

この Spiel から働きつつ、同じく Spiel としての感情を捉える作用とは、カントによれば、「(認識能力相互の) 生氣づけのためのこの内的比例が、(所与の対象の) 認識一般に関して、両者の心性諸力にとつて最も有利な比例となるような或る均衡」(Kr. d. U., S. 66) における「調和的気分」(Stimmung) を「他ならぬ感情 [……] に

ちつて」(Kr. d. U., S. 66) 規定する作用である。趣味判断の感情評価に対する主観的原理は、この作用の中に、認識との連関における構成的原理として基礎づけられようとしているのである。その際、さらに興味深いのは、認識や判断には、「認識能力の認識一般に対する調和的気分」(Kr. d. U., S. 65) が、即ち「或る表象〔……〕に相応ずるような均衡」(Kr. d. U., S. 65) が伴われ、ともに普遍的に伝達され、しかもそれなしには認識や判断は「単なる表象力の主観的な Spiel」(Kr. d. U., S. 65) に陥ってしまうと言われていることである。この均衡を捉えるのは、同じく Spiel からの作用である共通感官であるはずのだが、この一般的な規定作用に前提されるべき共通感官は、カントによって不問に付されることになるのである。かかるカントの態度は批判主義の徹底において当然であつたと言いうる。しかし、敢えて考えるならば、たしかに認識判断において、主述の総合的統一は自発的な概念的思惟能力である悟性の働きの帰するとしても、その悟性統一が、単に表象間の論理的関係に留まらぬためには、そこに感性の働きと悟性の働きをともに捉えるような、しかも自覚化の働きを含む直感的な作用が前提されうるのではないかと思われるのである。

しかし、直感的な自覚化を含む働きとは、たしかに意識における具体的な自己対象化を許さぬものではあろう。一切の対象の規定が同時に自覚的规定である限り、概念の具体的な働きの規則を持たず、具体的に自覚的规定をなさぬかかる直感的な働きは、決して認識判断の対象の規定にその具体的な働きにおいて前提されることはない。それはただ、表象における「調和的気分」の内にしか自覚されえぬのであり、表象における調和的気分の自覚は、カントによれば、主観的合目的性としての趣味判断における表象様式に限られるのである。しかし、かかる自覚化を含む直感的な作用として考えうる共通感官を、その働きにおいて、趣味判断の可能に関わる構成的原理とすること

は可能である。

しかしまた同時に、共通感官は「ただ共通感官があるという前提の下でのみ〔……〕趣味判断が下される」(Kr. d. U., S. 65) とするの「万人に共通な或る根拠」(Kr. d. U., S. 63) としての「単なる理想的規範」(eine bloße ideale Norm) (Kr. d. U., S. 67) であり、¹¹⁾にはおそらく趣味判断の「主観的原理」(Kr. d. U., S. 64) に関する統制的な意味が現われて来る。それは、判断の要求する普遍妥当性の基準、或いは当為 (Sollen) の言う必然性の基準であり、カントはむしろ、かかる意味での共通感官を強調している。その際趣味判断における普遍性・必然性は客観的な真理性の上には言われるのではなく、具体的に他人に対して、「公共的感官」(ein gemeinschaftlicher Sinn) (Kr. d. U., S. 157) であり「公共的感情」(ein gemeinschaftliches Gefühl) (Kr. d. U., S. 67) である共通感官の謂わば主観的な前提における「一つの实例」(Beispiel) (Kr. d. U., S. 67) として「単に範例的に」(nur exemplarisch) (Kr. d. U., S. 62) 当為を以て要求されるといふ本質を有しているのである。

しかし、共通感官の間主観的な共通的存在による趣味判断の普遍性は、もはやカントにとつてその経験的な意味で期待しうるものではない。「趣味判断はいかにして可能か」と問う先験哲学的主題における「主観的・普遍的原理」(Kr. d. U., S. 67) とする共通感官の位置づけは、既にその概念の有する公共的・倫理的意味の必然的後退を告げているのである。それとともに、美の判定能力である趣味¹¹⁾ に関しても、例えば「良き趣味」としてこの概念が歴史的に有していた社交上の理想教養といった倫理的・経験的意味は必然的に後退して行く。ここに、趣味判断の普遍妥当性を基礎づけるべき共通感官の力点は、もはや人々の間に経験的に存する共通性ではなく、かか

る共通性を先天的に要求せぬばならない意識内在的な規範理念という点にあると言わねばならない。しかも、共通感官のこの先験哲学的な意識内在化のうちでこそ、間主観的に前提されるべき趣味の判定能力の理念としての共通感官に対して、認識能力の「最も有利な比例」を捉える *Soll* からの直感的な働きが合致しうるのであり、その合致の意識の下でこそ、趣味判断はその先天的な普遍妥当性の要求を行ないうるのである。従ってカントが第二十二節に立てた構成的か統制的かという趣味判断の主観的原理に関する二者択一的な問いは、厳密には解答の用意されない問いである。それらは、ここに共通感官の、カント的用法における概念そのものの両契機と考えられるからである。カントは「分析論」を締めくくって次のように言う。「さしあたり、我々は趣味の能力をその要素に分解し、最後にそれらを共通感官の理念のうちに合一させるのみである」(K_{r.}d. U., S. 68)。

四、Geist への直感的理念

しかし、いかに共通感官の概念が、カントの先験哲学的主題における意識内在化のうちに、趣味判断の本質規定に適合して来るとしても、かかる概念そのものを残す限り、それは今だに経験的であると言わざるを得ない。真に根拠づけるものは、もはや根拠づけるべき経験的内容を越えていなければならない。越えたところから経験的意識を根底において支えるものでなければならぬ。カントはそれを「直感的判断力の弁証論」の中で「人間性の超感性的基体」(K_{r.}d. U., S. 236—237)と呼ぶのである。それは、感性的表象に関わる表象様式においては、理念として働くであろう。「主観的原理、即ち我々の内なる超感性的なもの無規定的理念は、その源泉が我々自身にも

隠されているこの「趣味の」能力の謎を解くべき唯一の鍵として示されるのみであつて、何ものによつてもそれ以上には把捉されないのである」(Kr. d. U., S. 238)。「この無規定的理念について考察するには、しかし我々は先ず天才の芸術創作における心的作用構造を問わねばならない。

我々は先ずそこで、趣味判断における構想力と悟性の生気づけられた *Spiel* が、再びより卓越した生気づけの中にあるのを見い出す。かかる卓越した生気づけを与えるものは、ここに *Geist* と呼ばれる。「*Geist* とは、直感的意味においては、心性における生気づけの原理を言う。ところで、この原理がそれによつて魂を生気づけるところのもの、つまりそのためこの原理が用いる素材は、心性諸力を合目的に躍動させるもの、即ち心性諸力を、自ら持続的な、しかも更に力強い *Spiel* の状態に置くところのものである」(Kr. d. U., S. 192)。*Geist* はその原義において生命力であり、生命を吹き込む氣息、息吹きである。*Geist* は構想力を生気づけ、生気づけられた構想力は、生産的構想力として、經驗的自然の所与を素材に經驗の限界をも超出しようとして努力し、かかる努力によつて生産する表象によつて、決して感性化されざる理性概念をも敢えて描写しようとする。かかる生産的構想力の表象を、カントは「直感的理念」(ästhetische Ideen) と呼ぶ。即ち、生気づけの作用原理であり、直感的理念の生産原理である *Geist* は、自ら經驗的自然と関わりつつ、敢えて經驗の限界を超出し、理性概念を描写しようとする中で、自己の能力を限界づけ、しかもなお自己の求め、自己を導びくものを「直感的理念」として提示するのである。我々は今少し、この自発的な作用原理であり、生産原理であるべき *Geist* について考察したい。

カントは、天才による芸術創作の心的過程を綜括して言う。「従つて、(或る比例において)合一して天才を成す心性諸力は、構想力と悟性である。〔……〕天才は本来いかなる学問も教授しえず、いかなる勤勉も習得しえな

い恵まれた関係に存するのであり、その関係が所与の概念に諸理念を見出し、また他方、諸理念に表現が見い出されるのであり、その表現によって惹起された主観的な心性の調和的気分が、或る概念に随伴するものとして、他人に伝達されうるのである。このような表現の才能こそ、人が Geist と呼ぶものである」(Kr. d. U., S. 198)。Geist は心性に生命を吹き込むことによって、生氣づけられた心性の諸表象の表現である作品にも生命を吹き込む。そして、かく生氣づけられた心性の諸表象としての直感的理念は、その表現である作品において、その表象における観照者の「調和的気分」のうちに、たとえその Minimum の現実においてではあっても、生氣づけられた調和的气氛として伝達されるべく要求されるのである。

とすれば、Geist は趣味判断における感情としての Spiel を捉える共通感官の作用面の勢位を最も高めた姿とも言いうるであろう。それはもはや他人との共通性を予想しうる原理とは言われない。ただ天才の Geist によって生氣づけられた作品が、自ら「範型」(Muster) (Kr. d. U., S. 185) として、言葉なき⁽¹³⁾ 当為を語るのである。しかもまた、翻って趣味自体、決して経験的共通性の実在しえないにもかかわらず、各自が当為を以て妥当性を要求する点において、単に万人が共通に有する「健全なる〔……〕悟性」(Kr. d. U., S. 156) としての共通感官を越えたものであった。むしろ、共通感官が、その概念の内包する経験的な意味での共通性を払拭し、自ら自発性を強化しつつ、自己を高めた点においてこそ、Geist との直接の連関も認められるのである。

しかし、かく生氣づけの作用原理であった Geist が、どこに作用そのものの根拠を有するかということとは、なお問われねばならない。即ち、その隠された根拠は、「天賦の才」(Naturgabe) (Kr. d. U., S. 181) 或いは「自然の寵児」(die Günstlinge der Natur) (Kr. d. U., S. 184) である天才における「主観の内なる自然」(Kr.

d. U., S. 182) ではなく、それは天才における「一切の能力の超感性的基体」(K. d. U., S. 242)とされるものに他ならないのである。そして、生気づけの作用原理であり、従って直感的理念の、さらにその表現である作品の生産原理であったGeistに、その自発性を付与する天才の内なる超感性的基体は、「弁証論」に趣味判断の根拠とされた「人間性の超感性的基体」と異なるものではないのである。

五、直感的判断力の原理としての超感性的なもの理念

既述のごとく、趣味判断は所与の直観表象の主語を主観の感情によって述定することにより成立した。我々は、述語面の根底に「認識能力のSpiel」における自発性」の作用を確認し、かかる作用を、表象における感情の無規定の「内的因果性」(K. d. U., S. 37)としての主観的合目的性を直感的に意識する働きの根底に捉えるとともに、同時にかかる意識として、Spielからの自発的な作用であり、またSpielの感情でもある共通感官の内に、判断の主観的原理を見たのである。そして、ここに我々は、主観的原理における、かかる作用構造を、新たに得られたGeistと直感的理念との作用構造の中に捉え直さねばならない。

外的感官を通して受容される直観表象は、Spielの生気づけの機縁となるが、その生気づけの原理はGeistとして自己の内なる自発的な働きにあり、それが生産的構想力を媒介にして感性的制約をも超出しようとする直感的理念を産出する。従って、感情による述定は、感情の中に、述語の主語的方向への、謂わばエシス面であるGeist

と、かかる作用に対するノエマ面としての直感的理念を有すると言えるのである。するとそこには、主語―述語の関係構造に関して、留意すべき問題が現われると思われる。即ち、感情において、述語から主語的方向にノエマ的に産出される構想力の表象である直感的理念は、むしろ主語面に産出されると言わねばならず、述語面には、ただ Spiel からの作用としての自発的で直感的な意識が、ノエシス的に働いているとのみ言いうるのである。従って、単に主語の個別表象を述語の感情が包むと言うのみでは不十分であって、述語面にただノエシス的にのみ働く自発的な作用が、構想力の表象を含む主語面全体を包むと言わねばならないのである。

そして、述語面における自発的な作用を根底から支えるものとして言われる超感性的基体は、この関係構造をさらに大きな、即ち一方で内在的であり、他方で超越的であるような枠組の中に置くことになる。我々は先ず、自発的な作用を支える根拠たるべきものについて考えねばならない。

トレベルスは、自発性の意識を「我思う (Ich denke) の自発性」と捉え、三批判においてそれぞれ「規定作用と整序作用の自発性」「意志の自発性」「Spiel の自発性」として、「客観的実在性」「定言的命命」「美しいもの」に対して構成的に相応するとし、さらに Spiel の自発性こそが認識論的・及び道德的制約から自由である意識する点で、「絶対的自発性」としうるとしている。⁽¹⁴⁾ この場合、トレベルスは、自発性を「我思う」及びその二つの特殊様態の働きのレヴェルでのみ問題にしており、さらに自発性を根拠づけるもののレヴェルでは十分に論じていないと言えよう。しかし、「我思う」の自発性の自覚は、「立ち止まる自我」(das stehende und bleibende Ich) (Kr. d. r. V, A123) の自覚として、「いわば或る点での自己意識であるにすぎず」⁽¹⁵⁾ 従って、なむその背後に、思う我そのものを可能ならしめるような自発性の根拠が隠されていると思われるのである。

また、メンツァーは、「我々の内なる自然の超感性的基体」の考えの源泉を、「自由の意識」であると説明している。⁽¹⁶⁾一応、それに従うのが、妥当であろうと思う。たしかに、「理性の事実」(ein Faktum der Vernunft) (*Kritik der praktischen Vernunft*, Philosophische Bibliothek Bd. 38, S. 56) と同じの「道德法則」の意識による自由の意識によつて、「自由の主体」(Subjekt der Vernunft) (*Kr. d. pr. V.*, S. 10) と同じの我々の観智的存在は、より直接に開示される。しかし、実践的意志が道德法則を介して、自由の因果性を意識しようということは、ただちに課せられた当為としての自由を、自ら行為によつて実現しようということではない。従つて、我々にとつて、メンツァーの言葉は解釈においてなお慎重を要する。「理性的存在、従つて人間における因果性として、超感性的なるものは、しかし、理念を越えて現実的であり、現実的な力である。同じことは、また、第三批判の言う『我々の内なる超感性的なもの』にも妥当する」⁽¹⁷⁾

少なくとも、しかし次のように言うことは出来ようと思う。即ち、自由の意識、またその限局された程度において「我思う」の意識は、より根源的な自発性の根拠を、我々の意識の内にも開示しており、その同じ根拠が、やはり Spiel からの自発性の直感的な意識にも作用するのである。しかも、「Spiel」の自発性は、感性的制約に抵抗することなく、概念的制約からも自由である。トレベルスは、これを「絶対的自発性」と言った。従つて、この自発性は、それを支える我々の内なる超感性的基体に発しつつ、現象的自然を越えた「自然の基体」(*Kr. d. U.*, S. 245) をも捉えようとする。

我々は、再び判断における主語—述語の関係において捉えてみたい。すると、述語面の根底に考えられた我々の観智的存在に対して、ここに直感的理念の超越的方向、即ち主語面の根底に、「現象の超感性的基体」(*Kr. d. U.*, S. 237)

としての「自然の基体」が考えられて来るのである。ここに「睿智的能力」の「我々の内及び外なる」超感性的基体に対する「規定可能性」(Kr. d. U., Einl. S. LVI)ということが理解される。それを請け負うものは、判断の手続きを包括するものとしての直感的判断力である。そこに、我々が考察したところの、睿智的存在を根底に有しつつ、判断力の手続きにおける構成的原理を基礎づけるべき、述語から主語的方向への自発的な作用原理が働くと考えられるのである。ところで、この作用は、単に理性概念の「客観的實在性の外観 (Anschein)」(Kr. d. U., S. 194)を与えるにすぎない点において、認識を許さず、思弁的理性にのみ思惟可能な理性概念に客観的實在性を定立するとき、睿智的直観とは区別され、そこに批判主義の原則は貫かれていると言える。理性概念の「客観的實在性の外観」とは、理念の統制的使用を意味する。即ち、主語面にノエマ的に生産される直感的理念は、「自然の基体」たる超越的な理性概念に対して、原理の統制的使用を告げるのである。或いはその際、超感性的なるものの理念は、純粹実践理性にとつて、最高善を実現する可能根拠としては、「内在的かつ構成的」であるが、「そうでなければ超越的であり、思弁的理性の単なる統制的原理である」(Kr. d. pr. V., S. 244)とされたことは想起されるべきであろう。とすれば、超感性的な、従つて超越的な自然における自由の実現は、単に統制的であるとされねばならないからである。それはまた、「反省的判断力」の「主観的原理(格律)」(Kr. d. U., Einl. S. XXXIV)としての「自然の合目的性」(Kr. d. U., Einl. S. XXVIII)が、作用原因としての、かかる実現の契機を含まず、理性使用の単に統制的原理であつたこととも parallel である。我々が考察してきた直感的判断力における自発性の契機が基礎づけるべき構成的原理は、ここに単に方向設定的な統制的原理の下に解消するように見える。

にもかかわらず、我々は、可能な考察の方向性として、趣味判断が単なる自然の静観的観照に帰することなく、

積極的に価値実現の能動性をも有し、しかも天才の芸術創作の中に、その勢位の最高の高まりを見ていることに注目したい。その際、Geistの生気づけを介する生産的構想力が、「現実的自然の構想力に与える素材から別の自然を創造することにおいて非常に強力である」(Kr. d. U., S. 193)とされていることは重要である。我々は、ここから次のように言うことも可能であろうと思う。即ち、芸術創作のPraxisは、もはや自然における合目的性を判定する反省の立場を越えて、人間における自然の目的のために、「自然が(外的にも内的にも)人間によって利用される」(Kr. d. U., S. 388)とどう立場の可能性をも示しており、それは、「任意の目的一般に対する理性的存在の(従って理性的存在の自由における)有能性(Tauglichkeit)の産出」(Kr. d. U., S. 391)である「文化」(Kultur)(Kr. d. U., S. 391)をも視野に収めているのである。文化は、「最終目的」の理念における実現しかし「任意の目的一般に対する」故、部分的実現として、我々に、この理念の「主体的・実践的・実在性」(Kr. d. U., S. 429)をも可能ならしめる「主体的・構成的原理」(Kr. d. U., S. 429)を告げるべあらう。まさに、趣味の「範型」である芸術作品は、「最も高い文化の合法的強制と、自己自身の価値を感じる自由な自然の力と正しとの合一」(Kr. d. U., S. 263)の「手段」(Mittel)(Kr. d. U., S. 263)として、「主体的・構成的原理」に従って、最終目的の理念に対し、そのMinimumの実現を為して行くのである。すると逆に、この芸術作品におけるMinimumの実現が、今度は趣味においてはMaximumとなり、睿智的存在の内なる自由と、外及び内なる自然の合一という理念の「実例」として、趣味の主体の求めるべき理念とならう。ここにおいて、趣味もまた理念に対する、さらに部分的な表現を「主体的・実践的に」為しうるのである。我々は、ここに、単に統制的原理に解消することのない、直感的判断力の自発性故の構成的原理を救う可能性を見たいと思う。

単に、新たに可能な考察の端緒が垣間見られたにすぎないとしても、我々はここに、小論の一応の結論を求めることは可能であろうと思う。ただ、しかし次のことだけは、なお付言しておくべきであろう。即ち、もし天才の構力が勝手な表象産出に走り出し、その結果、天才の内なる認識能力の理想的な均衡が崩れ、従って主観的目的性が崩れるならば、範型は一瞬にして、その卓越した独創性故の単なる破格、独善に墮するのである。それは、趣味の要求する主観的普遍性の孕む乖離の危険と同一の事態を告げていると言える。それらは、その手続きにおいて、表象における感情の關係の主観的制約にのみ従う点で一なのである。

最後に再び確認したい。即ち、天才は、趣味の能力の最高の勢位の高まりとして、自然と自由の合一の理念の偶然の「実例」であるとしても、その創作の行為においては、たしかに単なる仮象に墮する危険を孕みつつも、しかし自ら Praxis を通して、理念への主体的な接近を為すことによつて、その Minimum における実現を示すのである。そして、それが、既述のごとく、趣味の、即ち直感的判断力の行為の Maximum をも示すことになるのである。

注

- (1) 小論では、*„ästhetisch“* をすべて「直感的」と訳した。直感的判断の中での、經驗的と純粹との区別 (Kr. d. U., S. 39)、直感的反省判断と直感的感官判断との区別 (*Erste Einl. i. d. Kr. d. U.*, S. 30—33) などは、美の判定に關わる趣味判断が、直感的判断の特殊概念であることを示している。「美的」という訳語は、少なくともカントまでの用法には適していないと考える。

- (2) Brief an C. L. Reinhold, 28. u. 31. Dec. 1787, in *Kants gesammelte Schriften* (Akademie Ausgabe) Bd. X, S. 514—515
- (3) 以下、カントのテキストからの引用はすべて本文中に記す。その際、『判断力批判』及び『実践理性批判』からは哲学文庫版に記されたカント原版の頁数を、『第一序論』からは哲学文庫版の頁数を、そして『純粹理性批判』については第一版の頁数をA、第二版の頁数をBで示した。
- (4) A. Baumeier, *Das Irrationalitätsproblem in der Ästhetik und Logik des 18. Jahrhunderts* (Darmstadt, 1974 1 Aufl. 1923) S. 274
- (5) E. Cassirer, *Kants Leben und Lehre*, (Berlin, 1921) S. 337
- (6) この綜合の働きを『純粹理性批判』における、感性与悟性の異種的な両作用に対し、それぞれに同種であるような「第三者」(Kr. d. r. V., A138 B177) と同じの「悟性概念の図式」(Kr. d. r. V., A140. B. 179) を産出する構想力による「構想力の先驗的綜合」(Kr. d. r. V., B151) に対応せよ、¹⁾「概念なごび図式機能なごびなごび」(Kr. d. U., S. 146) とどう趣味判断における構想力の自由な「生産的かつ自己活動的 (selbsttätig) な」(Kr. d. U., S. 69) 働きに帰することは可能ではある。この場合、構想力は直観の多様の「形像的綜合」(Kr. d. r. V., B154) を介して、感性的側面から、即ち主語面から働くと考えられる。しかし、一方で、カントは趣味判断におけるそのような構想力の綜合について、具体的には何も論じていないという事情がある。従って、構想力の綜合の可能性を認めつつも、なお別の側面から考えて行きたい。
- (7) メルヒェンも「ここにさし迫ったものとならねばならないであろう感情と内的感官の感覚の關係についての問いは

- 全く触れられなく」と言っている。H. Mörchen, *Die Einbildungskraft bei Kant.* (Tübingen 1970 1 Aufl. 1930) S. 133
- (8) W. Biemel, *Die Bedeutung von Kants Begründung der Ästhetik für die Philosophie der Kunst.* (Köln, 1959) (Ergänzungshäfte 77 der Kantstudien) S. 47
- (9) *ebenda* S. 66
- (10) ガダマーは、*sensus communis* の伝統概念のうち、ローマ古典著作家に起源を持つフミニスト的な概念の伝統について、やや詳細に論じている。そこでは、公共的、政治的、倫理的といった意味が優勢である。
- Vgl. H. G. Gadamer, *Wahrheit und Methode.* (Tübingen, 1960) S. 16—24
- (11) *ebenda* S. 32—33
- (12) 直感的理念は、構想力の諸表象である故に、複数形が多い。
- (13) 範型 (Muster) も、概念的普遍性を持たぬものとしては、実例 (Beispiel) であり、範例 (Exempel) である。しかし、趣味判断の第四契機における「範例的」(exemplarisch) が、必然性を主観的に制限する方向に考えられたいのに対して、範型は、獨創性に対して、普遍性、必然性を付与し、要求する契機となっている。
- (14) A. H. Trebels, *Einbildungskraft und Spiel.* (Bonn, 1967) (Ergänzungshäfte 93 der Kantstudien) S. 226
- (15) G. マルチン『カント—存在論および科学論』門脇卓爾訳 岩波書店 一九六二年 二五七頁
- (16) P. Menzer, *Kants Ästhetik in ihrer Entwicklung* (Berlin, 1952) S. 182
- (17) *ebenda* S. 183 (大学院学生)